

## 一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 加入のご案内

本会の制度は、県内の社会福祉事業に従事する職員の方の退職金給付を中心とした共済制度です。県内社会福祉関係事業所に勤務の方ならば、事業主の承認があればどなたでも\*加入いただけます。（\*加入条件がありますので、加入を検討の際はご確認ください。）

本制度では、会員と事業主から掛金をいただき、それを原資として退職金を支給しています。他に見舞金の支給も行っています。詳細は以下をご覧ください。

加入に関するお問い合わせ等は事務局までご連絡ください。

### 1. 退職金制度について

(入会金)

本人負担・・・1,000円

(掛金額)

掛金基礎給与月額（本俸＋特殊業務手当）の1000分の36（うち、50％は事業主負担）とする。毎月事業所または、法人単位で共済会に支払いをする。

(退職金)

加入年数に応じて支払い

(退職手当金の計算方法)

退職手当金の金額は、会員が退会する年度を含む直近3ヶ年の基礎給与月額の平均の2分1に退職区分・勤務年月数に応じた給付乗率を掛け、さらに支給率をかけたもの。

### 2. 見舞金について

(災害見舞金)

給付額：上限30,000円

給付条件：会員が住居または家財の3分の1以上を滅失したときに給付。

(死亡弔慰金)

給付額：50,000円

給付条件：会員が死亡したとき、遺族に対して給付。

### 【お問い合わせ】

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉会館

一般財団法人 三重県社会福祉事業職員共済会 事務局

TEL059(226)1130/FAX059(221)0044